

槽内清掃業務（大崎広域六の国汚泥再生処理センター）仕様書

本仕様書は、大崎地域広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が発注する槽内清掃業務（大崎広域六の国汚泥再生処理センター）に適用する。

第1節 計画概要

1 一般概要

本業務は、大崎広域六の国汚泥再生処理センターの各受入貯留槽等の沈殿物を除去し、清掃残渣物は抜取り後、大崎広域中央クリーンセンターもしくは、大崎広域東部クリーンセンターへ搬出するものである。また、槽内清掃後に槽内壁面等の状態を点検し、処理効率の向上と放流水質の維持を目的とする。履行にあたっては、関係法令を遵守すること。

2 業務名 槽内清掃業務（大崎広域六の国汚泥再生処理センター）

3 履行場所 加美郡加美町字新川原92番地
大崎広域六の国汚泥再生処理センター

4 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

5 支払方法 業務完了後一括払い

第2節 業務方針

1 適用範囲

本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり受注者は、他の設備への業務による影響を少なくする為にも設備を熟知し、又本仕様書に明記されていない事項であっても、本施設の目的達成のために必要事項又業務の性質上当然必要と思われるものについては、受注者の責任において行うこと。

2 疑義

本仕様書について履行中に疑義が発生した場合、受注者は発注者と協議し定めるものとする。

3 変更

本仕様書については、原則として変更は認めないが、ただし発注者と受注者の協議により変更する場合はこの限りではない。

第3節 業務内容

1 槽内の沈殿物（砂泥等）の抜取り、清掃業務

- (1) 上澄液、槽内沈殿物（砂泥等）、洗浄水の抜取りは吸引車で行い、槽内清掃については高圧洗浄とする。槽内の異物はすべて取り除き、余分な水の使用は極力抑えること。
- (2) 清掃後は槽内の水洗いと、槽内配管等が設置されている場合はその清掃も実施する。

2 抜取り物（沈殿物、上澄液、洗浄水）の搬出業務

- (1) 清掃によって生じた洗浄水及び清掃前に吸引した汚泥は、大崎広域中央クリーンセンターへ搬出することとする。ただし受入施設の状況等により、大崎広域東部クリーンセンターへ搬出する場合もある。その際は発注者と受注者で協議をするものとする。搬出の際は、発注者の指示に従うこととする。上澄液については、発注者と協議すること。
- (2) 抜取り物搬出は砂泥が対象であり、上澄液及び洗浄水が多量に確認された場合には、発注者が指定した場所へ搬出することとする。
- (3) 大崎広域中央クリーンセンター及び大崎広域東部クリーンセンターへの搬出時間は受付時間外とする。

3 清掃箇所及び抜取り予定量と作業工程

大崎広域六の国汚泥再生処理センター

ア 清掃箇所及び抜取予定量

	清掃箇所	抜取予定量 (m ³)		備考
		沈殿物	上澄液 洗浄水	
①	ポンプ井	6.6	10.0	
②	浄化槽汚泥受入槽	1.5	3.5	
③	浄化槽汚泥沈砂槽	0.4	0.6	
④	浄化槽汚泥貯留槽	10.0	15.0	
⑤	し尿貯留槽	15.0	20.0	
⑥	し尿予備貯留槽	10.0	15.0	
⑦	し尿受入槽	3.0	4.0	
⑧	し尿沈砂槽No.1	0.8	1.2	
⑨	し尿沈砂槽No.2	0.8	1.2	
	小計	48.1	70.5	
	合計	118.6		

※別紙1参照

イ 作業工程

作業は、清掃箇所が投入室である都合上、搬入の無い日に実施する。本業務は4回に分けて実施することとし、作業日及び工程等については、発注者と協議の上決定する。

※槽内清掃汚泥搬出実績・ダンパー車（回数）

	中央クリーンセンター	東部クリーンセンター
令和5年度（六の国）	2回	0回
令和6年度（六の国）	2回	0回
令和7年度（六の国）	2回	0回

4 使用機材等

使用機材等はすべて受注者が準備すること。

5 その他

- (1) 受注者は作業工程について、発注者と十分な打ち合わせを実施し、施設の搬入業務にはできるだけ支障をきたさない作業工程を組むこととし、各槽の作業着手時間・順番等についても発注者と協議を行うこととする。
- (2) 清掃箇所等の抜取予定量については、あくまでも推計した量であることから、増減することがある。

第4節 保証

1 保証

作業中に生じた破損等は、受注者の負担において速やかに補修、改善もしくは取替えを行わなければならない。ただし、発注者の誤操作、天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りでない。

2 正式引渡

業務完了後に発注者が検査を行い、その結果に基づいて本業務を正式に引き渡しするものとする。

第5節 業務完了及び提出図書等

1 業務完了

受注者は清掃業務完了後、速やかに発注者（検査員）立会いのもとに完成検査を実施し、対象槽すべてが合格した時点で完成時提出書類を発注者に提出し完了とする。

2 提出図書等

受注者は、契約後下記図書等を作成し提出するものとする。

- (1) 契約時：消費税に関する届出書（様式第3号）、着手届及び業務工程表（様式第4号）、管理技術者等通知書（様式第5号）、経歴書
- (2) 履行時：作業日報（当日の作業内容、作業員数、進捗率等を記入）
- (3) 完了時：給付完了通知書（様式第1号）、酸素及び硫化水素測定記録、ガス検知器検査証、完成報告書、現場写真（履行前、作業中、履行後）

※指示がない場合は各1部の提出とする。

第6節 その他

1 有資格者について

本業務履行にあたっての必要な資格は以下のとおりとする。

- (1) 酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者。
- (2) し尿・浄化槽の一般廃棄物収集運搬業の許可（市町村からの許可を受けている者）もしくは、組合し尿処理施設の槽内清掃の実績を有するもの。

2 許認可申請

内容により関係官庁へ認可申請，報告，届出等の必要がある場合には，その手続きは受注者の経費負担により代行する。

3 業務の基本的事項

本業務履行に際しては，次の事項を遵守するものとする。

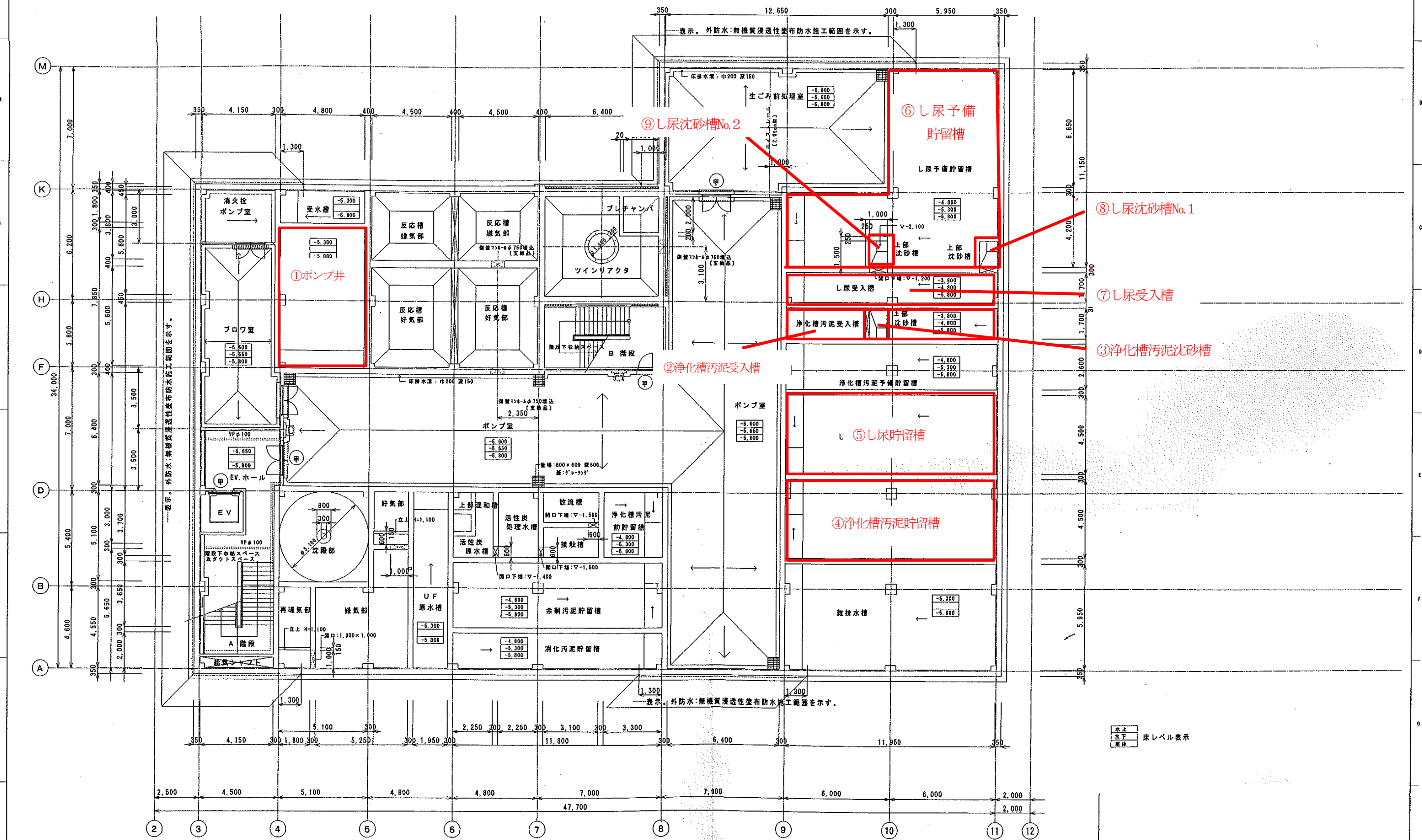
- (1) 受注者の作業にあたっては，安全に配慮留意し，関係法令を遵守するものとする。特に火気等の使用については，担当者と十分協議をすること。
- (2) 構内の換気と硫化水素等の測定を定期的実施し，記録を提出すること。
- (3) 資材置場，資材搬入路などについて発注者と十分協議し，周辺に支障が生じないように計画し，実施すること。また，整理整頓を履行し火災・盗難等の事故防止に努めること。
- (4) 他設備，既存物件等への損傷・汚染防止に努め，受注者の責任範囲において損傷・汚染が生じた場合は，受注者の負担で速やかに復旧すること。
- (5) 契約後に疑義が生じた場合は，発注者と十分協議を行い，定めるものとする。

4 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成24年10月1日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは，契約を解除することがある。
- (2) 発注者から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ，若しくは受託させてはならない。また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは，当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは，速やかに警察への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者へ報告すること。また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは，速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い，直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお，暴力団員等から不当要求又は妨害を受け，警察への通報，捜査協力及び発注者への報告が適正に行われた場合で，これにより，履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは，必要に応じて，工程の調整，工期の延長等の措置を講じる。

地下平面図 1:100

番号	内容・理由	年月日	設計	承認
△				
△				
△				



地上
地下
基礎
床レベル表示